

平成 25 年 2 月 5 日

お客さま 各位

新潟信用金庫

**中小企業経営力強化支援法に基づく
「経営革新等支援機関」の認定を受けました
～ 中小企業支援に向けた取り組み～**

新潟信用金庫は、国の中小企業支援策である「経営革新等支援機関の認定制度」において、平成 25 年 2 月 1 日付で認定を受けましたのでお知らせいたします。

当金庫では、お客さまの事業再生支援や経営改善に以前より取り組んでまいりましたが、経営革新等支援機関として今後ともお客さまからのご相談等に積極的に対応し、より一層コンサルティング機能を発揮して地元地域発展のために努めてまいります。

本制度は、中小企業の経営基盤の強化を支援するために制定された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、金融および企業財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定する制度です。

【当金庫としての支援領域】

当金庫では、本部と営業店が連携し、お客さまが抱える様々な経営課題に対し、真摯かつ積極的に対応してまいります。

なお、本業務で取扱う相談内容は以下の領域となります。

金融・財務 経営改善計画の策定支援・実行支援 創業支援 販路開拓

当金庫は今後も様々な経営課題を抱えるお客さまに対してご融資や各種金融サービス、コンサルティング等、様々な切り口でご支援し、お客さまの事業を積極的にサポートしてまいります。

以 上